

男女共同参画社会の形成の促進に関する苦情処理要綱

平成13年9月28日

岡山市告示第558号

(趣旨)

第1条 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例(平成13年市条例第34号。以下「条例」という。)及び岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例施行規則(平成13年市規則第213号。以下「規則」という。)に定める苦情の処理については、別に定めがある場合を除き、この告示の定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(苦情申出書)

第3条 規則第8条に規定する書面は、苦情申出書(別記様式)とする。

(諮問をした旨の通知)

第4条 市長は、規則第9条第1項の規定により男女共同参画専門委員会(以下「専門委員会」という。)へ諮問したときは、当該苦情の申出者及び市の関係機関に対し、諮問した旨の通知をしなければならない。

(専門委員会による答申)

第5条 専門委員会は、規則第9条第1項の規定により諮問を受けたときは、速やかに審査、決定し、市長に対しその結果を答申しなければならない。

2 専門委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを当該苦情の申出者及び市の関係機関に送付するものとする。

(市の関係機関の協力)

第6条 市の関係機関は、市長が規則第9条第1項の規定により苦情の処理についての決定を行うに当たり、必要な協力を行わなければならない。

(公表の方法等)

第7条 市長は、規則第11条第1項の規定により、当該苦情処理の決定の内容及び専門委員会の答申の内容その他市民の理解に資する資料を、次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 市のホームページへの掲載

(2) 情報公開総合窓口での閲覧

附 則

この告示は、平成13年10月1日から施行する。